

平成 16 年 8 月 23 日

総務省 行政管理局
行政手続室 御中

全国銀行協会

行政立法手続に関する全銀協意見書について

今般、当協会では、平成 16 年 7 月 23 日に公表された「行政立法手続に関する意見募集」に対する意見書を、現行のパブリック・コメント手続に即し、下記の通り取りまとめましたので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の対象について

- ・ 現行のパブリック・コメント手続については、「具体的には政令、府令、省令、告示、行政手続法上の審査基準・処分基準・複数の者を対象とする行政指導に共通して内容となるべき事項等」とされているが、これにガイドライン、指針等が含まれるか否かは明示されていない。
- ・ 実際に、ガイドライン、指針等について、パブリック・コメント手続に附されるものとそうでないものがあり、対象の基準をより明確化するべきではないか。
- ・ また、「迅速性・緊急性を要するもの、軽微なもの等については本手続によらないことができる」とされているが、規制の設定・改廃手続における公正の確保と透明性の向上を図る観点から、規制の制定・改廃に際し本手続を踏まない場合にはその具体的な理由は公表されるべきではないか。

2. 意見を募集する案について

- ・ 現行のパブリック・コメント手続では、案等の本体に加えて、可能な限り「(1)当該案等を作成した趣旨・目的・背景、(2)当該案等に関連する資料（根拠法令、当該規制の設定又は改廃によって生じるとされる影響の程度・範囲等）(3)当該案等の位置付け」を公表することとされているが、有効な代替案を見出す可能性を高める等の観点からは、可能な限り検討

に資する資料が公表されることを希望する。

3. 意見を募集する期間及び意見の提出方法について

- ・ 現行のパブリック・コメント手続では、意見を募集する期間は「1か月程度を一つの目安として、案等の公表時に明示する」とこととされているが、実際には1週間程度の場合もある。案件にもよるが、意見書の提出に当り、社内または団体内における当該案件の検討、意見集約、機関決定等のプロセスを踏む上で、1週間では不十分な場合がある。
- ・ 原則30日間を確保すること、また、例外的にそれを下回る期間を設定する場合は、その理由を公表し、その場合でも最低2週間は確保されることを希望する。

4. 結果の公表について

- ・ 現行のパブリック・コメント手続では、「提出された意見・情報を考慮して意思決定を行うとともに、これに対する当該行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見・情報と併せて公表する」とこととされているが、採用されない意見について、必ずしも十分な説明が付されず、その不採用の理由が判然としない場合や、そもそも理由が公表されない場合がある(注)。提出された意見についての十分な検討が行われ、本件手続の実効性を高める観点から、特に採用されない意見については、その理由を分かり易く詳細に公表されることを希望する。これにより、多数の有益な意見の提出が促されるものと思量する。
- ・ 尚、有力な対立的概念が意見提出された場合や、種々の意見により原案に大幅な修正が必要となった場合には、再度同手続に附する等の対応を希望する。

(注) 法務省より平成16年6月1日に公表された「『保証制度の見直しに関する要綱中間試案』に関する意見募集」に対して提出された意見については、「取り纏めた上で今後の審議の参考にする」としているが、個別意見の検討状況やその採否・理由については、現時点では具体的な内容が公表されていない。

以上